

# 令和6年度長野県看護大学保有バス車両管理・運転業務委託（前期）仕様書

長野県看護大学

令和6年度長野県看護大学保有バス車両管理・運転業務委託（前期）の実施にあたっては、この仕様書に定めるところにより行うものとする。

## 1 委託対象の車両

登録番号	車名	初度登録	車検満了日	乗車定員	別紙運行表上の表記	備考
松本200は267	いすゞ ガーラミオ	H31.3	R7.3.4	45人	大学バス①	3カ月点検 R6.6 予定
松本200は230	いすゞ ガーラミオ	H14.9	R6.9.20	29人	大学バス②	3カ月点検 R6.6 予定

## 2 委託期間

令和6年5月8日から令和6年8月7日まで

## 3 委託内容

### (1) 業務内容

#### ① 車両の管理

ア 日常の点検作業、車両の機能の良好な状態の維持、清掃を行い、盗難、破損の防止に努める。

イ 車両管理責任者及び車両管理員を置く。

#### ② 車両の運転

学生を送迎するために、看護大学と実習施設との間、バスを運転する。

### (2) 運転日数

のべ97日

### (3) 損害賠償

委託業務の実施に関し、長野県及び看護大学又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその損害を被害者に賠償する。

### (4) 経費負担

① 人件費、被服費、油脂費、消耗品費、修理点検費、法定点検費、任意保険料、その他経費は、受託者が負担する

② 経費負担の詳細は、別紙「令和6年度長野県看護大学保有バス車両管理・運転業務委託（前期）実施要領」による。

### (5) 車両・物品の貸付け

① 委託者は委託業務の実施に必要な車両・物品等を受託者に無償で貸与する。

② 借り受けた車両・物品等は、転貸しないこと。

③ 借り受けた車両・物品等は、貸付けの目的以外の目的に使用しないこと。

④ 借り受けた車両・物品等は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返納すること。

### (6) その他

① 委託業務の実施にあたっては、関係法令を守り、善良なる管理者の注意をもって処理する。

② 委託業務実施中に知り得た秘密及び一般に公表されていない事項については、他に漏らさない。

③ 車庫の清掃を行う。

- ④ 突然の車両故障などで運転業務が行えない場合は、ただちに大学事務局へ連絡するとともに、代替車両の手配を行う。
- ⑤ 実習施設等で待機する場合のバス駐車場所は、受託者が確保する。

#### 4 運行日時及び運行経路

別紙「令和6年度長野県看護大学保有バス車両管理・運転業務委託（前期）実施要領」による。